
特別会員の証券仲介業務の開始に伴う本協会諸規則の整備等について

日証協・平 16 . 11

本協会では、11月26日の自主規制会議において、特別会員の証券仲介業務の開始に伴う関係諸規則の一部改正を行った。

今回の関係諸規則の改正は、本年12月1日から銀行等の登録金融機関による株式等の売買の証券会社への取次業務（証券仲介業務）が開始されることに伴い、特別会員の証券仲介業務の円滑な実施を図るために行ったものである。

また、本協会では、今般の特別会員の証券仲介業務の開始に係る関係法令の改正及び本協会の関係諸規則の整備にあたり、会員及び特別会員等から多くの質問が寄せられたことを受け、平成16年11月30日、「特別会員の証券仲介業務に関するQ & A」をとりまとめた。

今回の関係諸規則の改正の趣旨・骨子、新旧対照表及び「特別会員の証券仲介業務に関するQ & A」は、それぞれ以下のとおりである。

特別会員の証券仲介業務の開始に伴う本協会諸規則の整備について

平成 16 年 11 月 26 日

日 本 証 券 業 協 会

自 主 規 制 会 議

趣 旨

本協会では、本年12月 1 日から銀行等による株式等の売買の証券会社への取次業務（証券仲介業務）が開始されることに伴い、特別会員の証券仲介業務に関して自主規制ルールを整備するとともに、同業務の円滑な実施を図るため、別紙のとおり、本協会の関係諸規則を改正することとする。

主な改正の内容

1．基本的考え方

特別会員が行う証券仲介業務については、会員と同様に、投資勧誘、顧客管理、外務員資格・登録及び営業責任者、内部管理責任者の資格・配置等に関する自主規制ルールを適用することとするとともに、弊害防止措置等の必要な措置、整備等を行う。

なお、現行規則の適用において、特別会員の証券仲介業務に関して対象となる行為等があることに留意する必要がある（別紙「特別会員の証券仲介業務に係る現行規則の適用関係（主なもの）」参照）。

2．投資勧誘及び顧客管理関係

(1) 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第 9 号）及び同細則の改正（別紙 1、2）

（投資勧誘等）

特別会員は、信用取引を初めて行う顧客に対し説明書を交付し、その内容について十分説明するものとする。（第 6 条）

特別会員は、新興市場銘柄の取引を初めて行う顧客に対し、当該市場の概要・性格について十分説明するものとする。（第 6 条の 2）

信用取引の説明書の交付又はワラントの確認書の徴求等に関し、会員又は特別会員のいずれか一方の協会員が当該説明書の交付又は確認書の徴求等をしたときは、当該他の協会員はこれら説明書の交付等を要しないものとする。（第 6 条の 4）

特別会員は、株式等の証券取引所の規制銘柄について信用取引の勧誘を自粛し、ま

た、日々公表銘柄等について顧客にその旨を説明するものとする。

(第8条第2項、第3項)

特別会員は、株券オプション取引の証券取引所の規制銘柄について株券オプション取引の勧誘を自粛し、また、建玉の注意喚起銘柄等について顧客にその旨を説明するものとする。(第8条第4項、第5項)

特別会員は、原則として、グリーンシート銘柄以外の店頭有価証券の投資勧誘を行ってはならない。(第8条の2)

(弊害防止措置)

特別会員は、株式、社債などを取り扱う場合には、書面の交付等の方法により、預金等との誤認を防止するため預金等ではないことなど必要な事項の説明を行うとともに、これら有価証券を特定の窓口において取り扱い、必要な事項を当該特定の窓口に掲示しなければならない。(第6条の5)

特別会員は、顧客に対して融資、保証等の特別の便宜の提供を約し、登録等証券業務に係る取引又は当該取引の勧誘は行わないものとする。(第18条)

特別会員は、証券仲介業務に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した証券仲介行為は行わないものとする。(第19条第3項)

特別会員は、証券仲介業務を行うに当たっては、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報の管理及び当該情報に係る不公正取引の未然防止に関する社内規則を定めるとともに、これを役職員に周知し、その遵守徹底を図るものとする。

(第19条の2)

(内部者取引の未然防止)

特別会員は、上場会社の役員、主要株主等の株式等の売買取引について、内部者取引の未然防止に努めるものとする。(第13条)

特別会員は、内部者取引の未然防止を図るため、発行会社に係る未公表の情報の管理等に関する社内規則を制定する等、内部者取引に関する管理体制の整備に努めるものとする。(第21条)

- (2) 「外国証券の取引に関する規則」(公正慣習規則第4号)及び「国内CP等及び私募社債の売買取引等に係る勧誘等について」(理事会決議)の改正(別紙3、4)

(外国証券の投資勧誘)

特別会員は、証券仲介業務に関し、顧客に外国証券、私募社債の勧誘を伴わないで会員に当該顧客の買付注文を取り次ぐ場合には、原則として当該注文が当該顧客の意向に基づくものである旨の記録を作成し、保存しなければならない。

(第 6 条、理事会決議11)

特別会員は、証券仲介業務に関し、顧客に外国証券の売出しによらない方法で勧誘を行う場合には、原則として当該顧客に「転売制限等告知書」を交付しなければならない。(第 7 条、第10条)

特別会員は、証券仲介業務に関し、顧客に外国証券の売出しによらない方法で勧誘を行う場合に、当該外国有価証券が外国の取引所に上場されている等一定の要件を満たす場合には、例外的取扱いとして、当該顧客に「外国証券内容説明書」を交付することにより勧誘を行うことができる(第 8 条)

特別会員が行う証券仲介業務に適用することとなる規定の明確化を図るなど、その他所要の整備を行う。(第 8 条、第13条、第15条、第25条、第32条、第36条、第40条、理事会決議 8)

(その他)

本年 12 月 1 日施行の改正証取法により「外国の法令に基づく契約であって、投資事業有限責任組合契約に類するものに基づく権利」が有価証券とみなされることに伴い、当該みなし有価証券を外国証券に加え、本規則を適用する。(第 2 条)

(3) 「広告等及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第 7 号) の改正 (別紙 5)

特別会員は、株式、社債等の広告等で会員の広告審査担当者による審査が行われたものについては、広告等の審査を省略することができることとする。(第 5 条第 1 項)

特別会員は、証券仲介業務に係る広告等又は景品類の提供の審査を行う広告審査担当者については、証券外務員等資格試験規則 (以下「試験規則」という。) による会員内部管理責任者資格試験の合格者等でなければ、当該広告審査担当者に任命してはならない。なお、平成16年12月 1 日から同17年 5 月31日までの間に任命する広告審査担当者については、二種外務員の資格を有する者等に限り、当該任命をした日から 6 か月間、社内審査を行わせることができる。(第 5 条第 4 項、付則第 2 項)

(4) 「アナリスト・レポートの取扱い等について」(理事会決議) の改正 (別紙 6)

特別会員が証券仲介業務に関し作成、使用するアナリスト・レポートについて、本理

事会決議を適用することとする。

(5) 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則第6号)の改正(別紙7)

会員は、特別会員の証券仲介業務に係る照合通知書について、照会先として当該特別会員の検査、監査又は管理担当部門の責任者を表示することができるものとする。
(第11条第2項)

会員は、顧客から、特別会員又は証券仲介業者の証券仲介業務に係る有価証券等の残高の照会があったときは、必要に応じて、当該特別会員又は証券仲介業者に報告を求め、調査するものとする。(第12条第2項、第16条)

特別会員は、照合通知書による顧客への報告について、証券仲介業務に係る残高報告書を定期的に交付している場合等で、当該残高報告書と照合通知書の記載事項が同一であるときは、照合通知書による報告を省略することができることとする。(第17条)

3. 外務員資格・登録及び営業責任者、内部管理責任者の資格・配置等関係

(1) 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第15号)及び同細則の改正(別紙8、9)

(外務員資格、外務員資格更新研修)

特別会員は、その役員又は従業員のうち、証券仲介行為又はその勧誘を行う者について、一種外務員、信用取引外務員又は二種外務員の資格を有する者でなければ、外務員の登録を受けてはならない。(第2条、細則第2条。第4条、第5条参照)

特別会員は、現に外務員の登録を受けている者(以下「登録外務員」という。)で証券仲介業務に従事する者について、その登録日から5年目ごとに本協会の外務員資格更新研修を受講させるとともに、毎年、その資質の向上を図るための社内研修を実施し受講させなければならない。(第18条の2第1項、第20条)

特別会員は、登録外務員について、新たに証券仲介業務に従事させたときは、従事させた日後180日以内に、外務員資格更新研修を受講させなければならない。

(第18条の2第2項)

上記又はの外務員資格更新研修を受講させなければならない日前2年以内に上記のいずれかの外務員資格試験に合格した者、外務員資格更新研修を修了した者又は特別会員代表者若しくは特別会員代表者に準ずる者で本協会の指定研修を修了した者等については、同研修を受講し修了したものとみなす。

(第18条の2第1項ただし書、第2項ただし書、細則第9条)

本協会は、証券仲介業務に従事する登録外務員で外務員資格更新研修を修了しなかった者について、外務員資格の効力を停止し、その後に同資格を取り消す。

(第18条の2第3項～第7項)

特別会員は、証券仲介業務に従事する登録外務員について、本協会に、当該外務員の氏名及び証券仲介業務の従事日等を届け出なければならない。(第18条の2第8項)

(2)「協会の内部管理責任者等に関する規則」(公正慣習規則第13号)及び同細則並びに「証券外務員等資格試験規則」の改正(別紙10～12)

(営業責任者、内部管理責任者の資格・配置)

特別会員は、証券仲介業務を行う営業単位の営業責任者について、試験規則による会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、当該営業責任者に任命してはならない。(第9条第2項)

特別会員は、証券仲介業務を行う営業単位の内部管理責任者について、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、当該内部管理責任者に任命してはならない。(第12条第2項)

特別会員が平成16年12月1日から同17年5月31日までの間に任命する証券仲介業務を行う営業単位の営業責任者及び内部管理責任者については、上記又はにかかわらず、次の全ての要件に該当する者に限り、当該任命をした日から6月間、営業責任者又は内部管理責任者に配置することができる。

イ 一種外務員、信用取引外務員又は二種外務員の資格を有する者

ロ 営業責任者にあつては試験規則による特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者、内部管理責任者にあつては特別会員内部管理責任者資格試験の合格者

ハ 本協会が指定する研修の受講修了者 (付則第4項、第5項)

(内部管理統括補助責任者の資格要件等)

特別会員の内部管理統括責任者は、証券仲介業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者については、試験規則による会員内部管理責任者資格試験の合格者でなければ、その職務を行わせてはならない。(第6条第3項)

特別会員の内部管理統括責任者が平成16年12月1日から同17年5月31日までの間に任命する証券仲介業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者については、

上記にかかわらず、次の全ての要件に該当する者に限り、当該任命をした日から6月間、当該内部管理統括補助責任者にその職務を分担し行わせることができる。

イ 一種外務員、信用取引外務員又は二種外務員の資格を有する者

ロ 試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験の合格者

ハ 本協会が指定する研修の受講修了者 (付則第2項)

特別会員は、内部管理部門の証券仲介業務を担当する管理職者については、会員内部管理責任者資格を取得させるとともに、担当する従業員については、会員内部管理責任者資格を取得させるよう努めるものとする。なお、証券仲介業務を担当する管理職者については、上記と同様の経過措置を設ける。

(第12条第2項、付則第3項。第6条の2参照)

(受験資格)

会員内部管理責任者資格試験の受験資格に、「特別会員の役員」及び「特別会員の使用人(派遣労働者を除く。)のうち一種外務員の資格を有する者」等を加えるほか、特別会員の従業員の一種外務員資格試験の受験資格等について、「特別会員の使用人(出向により受け入れた者を含む。)で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所に勤務する者」とする等所要の整備を行うこととする。(試験規則第13条)

(証券仲介業務を行う営業単位等)

特別会員の営業単位に、証券仲介業務を行う独立した部、室、課又は営業所を加えるとともに、営業単位の範囲について「支店」とあるのを「営業所」と改め明確化する。(細則第3条、第4条、第7条)

特別会員の証券仲介業務を行う営業単位の営業責任者については、営業責任者の配置に関する特例措置は認めないこととする。(細則第5条)

新規加入協会員が本協会加入後6月間に任命する営業責任者及び内部管理責任者については、営業責任者等の資格がない場合であっても、外務員資格試験の合格者に限り、当該任命をした日から6月間、営業責任者に任命することができる。(第16条)

(3)「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第8号)の改正(別紙13)

(禁止行為)

協会員は、特別会員の証券仲介業務に従事する役職員から、信用取引、株券先物・オプション取引等の注文を受けてはならない。(第9条第2項)

特別会員は、証券仲介業務に従事する役職員が、自己の計算による信用取引、株券

先物・オプション取引等を行うことのないようにしなければならない。

(第9条第3項第7号)

特別会員は、その役職員が、顧客に対して、融資、保証等の特別の便宜の提供を約して、登録等証券業務に係る取引又は当該取引を勧誘することのないようにしなければならない。(第9条第3項第21号)

特別会員は、その役職員が、証券仲介業務に係る取引について、顧客に対して、当該顧客が会員に開設した取引口座に残高不足が生じた場合に、信用の供与を自動的に行い、又はこれを行うことを約した証券仲介行為を行うことのないようにしなければならない。(第9条第3項第23号)

特別会員の役職員が行う株式、社債などの取引については、いわゆる「地場受け・地場出し」の規制対象から除く。(第9条第1項、同条第3項第5号、同項第6号)

4. エクイティ市場・JASDAQ市場関係

(1) 「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第2号)の改正(別紙14)

(店頭有価証券・店頭取扱有価証券の投資勧誘)

特別会員は、原則として、グリーンシート銘柄以外の店頭有価証券の投資勧誘を行ってはならない。(第3条)

特別会員は、店頭有価証券の信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引は行ってはならない。(第10条、第11条)

会員は、店頭有価証券の価格情報を提示する場合に明示する取扱部店名には、証券仲介業務を委託する特別会員の部店名を含めなければならない。(第14条)

適格機関投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘を行う場合の取扱いについて、特別会員に適用する。(第15条)

特別会員は、店頭取扱有価証券の発行会社に係る会社内容説明書を作成し、使用することができる。(第16条、第17条)

グリーンシート銘柄以外の店頭取扱有価証券の投資勧誘を行う場合の取扱いについて、特別会員に適用する。(第18条、第20条)

特別会員は、店頭取扱有価証券の取引を初めて行う顧客に対し、当該有価証券の性格、取引の仕組み等を十分説明するとともに、当該顧客から確認書を徴求し、その写しを当該顧客に交付しなければならない。(第19条)

(グリーンシート銘柄の投資勧誘等)

会員は、特別会員がグリーンシート銘柄の投資勧誘を行う場合には、当該特別会員の取扱部店において、直近の会社内容説明書等を備え置き、顧客の縦覧に供するとともに、グリーンシート銘柄の気配を継続的に提示させるものとする。(第30条)

特別会員は、グリーンシート銘柄の取引を初めて行う顧客に対し説明書を交付し、その性格及び取引の仕組み等について十分に説明するとともに、確認書を徴求するものとする。(第34条)

特別会員は、グリーンシート銘柄の投資勧誘を行うに際しては、顧客に対し、直近の会社内容説明書等又は目論見書を用いて、当該銘柄及びその発行会社の内容を十分説明しなければならない。(第35条、第36条)

特別会員は、顧客からグリーンシート銘柄の取引の注文を受ける際は、その都度、グリーンシート銘柄であること及びその銘柄区分を明示しなければならない。(第37条)

特別会員は、グリーンシート銘柄の店頭取引を行うに当たっては、当該店頭取引が不公正取引行為に関する規定に反しないものであることを確認しなければならないこととする。(第39条)

特別会員は、店頭取扱有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は売出しを行うに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)に基づき適正に行わなければならない。(第44条)

(2)「上場株券等の取引所有価証券市場外での売買等に関する規則」(公正慣習規則第5号)の改正(別紙15)

証券仲介業務を行う特別会員が行う上場株券等の取引所有価証券市場外での売買について、本規則を適用する(報告及び公表の部分を除く)。

(3)「有価証券の引受けに関する規則」(公正慣習規則第14号)及び同細則並びに「株券等の引受けに係る顧客への配分について」(理事会決議)の改正(別紙16~18)

規則の題名を「有価証券の引受け等に関する規則」に、また、理事会決議の題名を「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」に、それぞれ改めることとする。

特別会員は、株券等の募集又は売出しの取扱いを行う場合には、個人投資家等への

広く公平な配分を行うよう努めるとともに、投資者への配分に当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分について」(理事会決議)に基づき適正に行わなければならない。(第9条、理事会決議、細則第4条)

株券等の引受けを行わず募集又は売出しの取扱いを行う会員について、本規則及び理事会決議を適用することとする。(第9条、理事会決議、細則第4条)

- (4)「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」(公正慣習規則第1号)同細則及び「店頭株式入札事務処理要領」(理事会決議)の改正(別紙19～21)

引受会員から公募増資等の取扱いを委託された特別会員は、株式の配分方針を定め公表するとともに、株式の取得者に係る記録を保存するものとする。

(第7条の3、第7条の4)

第三者割当増資等に関する細則等の違反に関する措置として、本協会は、特別会員が行う株券等の募集・売出しの取扱いに係る投資勧誘について、一定期間禁止する措置を講じることができることとする。(第13条)

特別会員は、会員が行う店頭株式の入札の申込事務の取扱いを行うことができることとする。(細則)

- (5)「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」(公正慣習規則第1号の2)の改正(別紙22)

特別会員は、顧客から店頭売買有価証券の注文を受ける場合には、その都度、銘柄、自己又は委託の別、売買の別、数量、価格等の指示を受けなければならない。(第4条)

店頭売買有価証券の成行注文の受託の禁止、安定操作取引の受託の制限、信用取引及び貸借取引、未発行店頭売買有価証券の店頭売買取引の制限及び適正な投資勧誘について、特別会員に適用する。(第42条、第44条、第45条、第46条、第52条の2)

- (6)「信用取引及び貸借取引に関する細則」の改正(別紙23)

新株引受権証書等の信用取引の禁止及び制度信用銘柄以外の銘柄の制度信用取引の禁止について、特別会員に適用する。(第3条、第7条)

- (7)「登録銘柄の発行日取引に関する細則」の改正(別紙24)

売付顧客の制限について、特別会員に適用する。(第9条)

(注)上記(4)から(7)までの諸規則については、平成16年12月13日のJASDAQ市場の証

券取引所化に伴い廃止されております。

5 . 本協会への報告関係

○ 「定款の施行に関する規則」の改正（別紙25）

- ・ 特別会員は、会員から証券仲介業務の委託を受けることとなったとき、又は委託を受けないこととなったときは、本協会に報告をしなければならない。(第6条第2項第22号)

・ 実施の時期

これら規則、理事会決議の改正は、平成16年12月1日から施行し、また、特別会員の外務員資格更新研修、社内研修に係る改正規定は、平成17年6月1日から、特別会員の証券仲介業務に従事する役職員の信用取引の禁止等に係る改正規定は、平成17年1月1日から、それぞれ施行する。

以 上

特別会員の証券仲介業務に係る現行規則の適用関係（主なもの）

（平16．11．26）

特別会員が行う証券仲介業務に関し、現行規則が適用される主な行為等は次のとおりである。

(1) 「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（公正慣習規則第9号）

特別会員は、顧客との株式、社債などの取引を行うに当たっては、適合性の原則・重要な事項の説明の徹底に努めなければならない。（第2条）

特別会員は、株式、社債などの取引を行う顧客について、顧客カードを作成・備え付けるものとする。（第4条）

特別会員は、信用取引等の取引開始基準を定め、当該基準に適合した顧客の注文について、会員に取り次ぐものとする。（第5条）

特別会員は、顧客と株券先物・オプション取引等を行うときは、あらかじめ、顧客にリスクに関する説明書を交付し十分説明するとともに、確認書を徴求するものとする。（第6条の3）

特別会員は、顧客の信用取引、株券先物・オプション取引等の取引状況等について、過度にならないように常時留意するとともに、適切に把握し、管理するものとする。（第7条）

特別会員は、顧客の株式、社債などの注文が仮名取引であることを知りながら、当該注文を受けてはならない。（第9条）

特別会員は、取引一任勘定取引及び顧客管理に関する社内管理体制の整備に努めるものとする。（第14条、第20条）

特別会員は、新規顧客等からの注文の受託に際しては、あらかじめ、会員に買付代金の預託等を確認する等取引の安全性の確保に努めるものとする。（第15条）

特別会員は、株式、社債の取引など証券仲介業務に係る取引の手数料等について、あらかじめ顧客に説明するものとする。（第23条）

特別会員は、証券仲介業務の法令等の遵守状況及び投資勧誘・顧客管理の状況について、社内検査・監査を実施するものとする。（第24条）

特別会員は、証券仲介業務に関する顧客の苦情・紛争について、担当部署を定める等社内管理体制を整備し、適切な処理に努めるものとする。(第25条)

(2) 「広告等及び景品類の提供に関する規則」(公正慣習規則第7号)

特別会員は、証券仲介業務に係る広告等を行うときは、「広告等に関する指針」(会員用)に基づき、社内審査を行うものとする。(第8条)

(3) 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則第6号)

特別会員は、証券仲介業務に関し、顧客から株券、社債等の有価証券の寄託を受けられる場合には、顧客との債権債務の関係を明確にするため、本規則に基づき、保護預り契約を締結しなければならない。

上記 について、特別会員がその本来業務(保護預り業務)として顧客から株券を預かる場合や、顧客、特別会員及び会員との間であらかじめ定められた方法により特別会員が株券を会員に送るために預かる場合などは、保護預り契約の締結は必要ないこととする。

(4) 「証券従業員に関する規則」(公正慣習規則第8号)

特別会員は、証券仲介業務に関し、役職員に証券事故があったことが判明した場合は、本協会に「事故連絡書」を提出しなければならない。(第11条)

特別会員は、上記 の役職員の証券事故の詳細が判明したときは、本協会に「事故顛末報告書」を提出しなければならない。(第12条)

(5) 「証券事故の確認申請、審査等に関する規則」(公正慣習規則第12号)

特別会員は、証券仲介業務に関し、役職員の事故により事故確認申請を行う場合には、本協会に「事故確認申請書」を提出し、審査を受けなければならない。

以 上